

神戸市週休2日制工事実施要領の改定について (建築・建築設備工事)

令和6年4月より建設業においても改正労働基準法の適用を受けることから、本市では原則全ての建築及び建築設備工事において、週休2日制工事での発注を実施しております。

この度、国の実施要領が改定されたことを受け、本市ではこれまで実施してきた対象期間内（通期）における週休2日制に加え、「月単位の週休2日制の導入」や、それに伴う労務費の補正方法の変更等を行います。実施要領（改定）の概要は下記のとおりです。

神戸市週休2日制工事実施要領（概要）

1. 神戸市建築・建築設備工事における週休2日制とは

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいいます。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいいます。

現場閉所（現場休息）日は土曜日と日曜日を標準とします。

2. 対象工事

- 原則神戸市が発注する全ての建築及び建築設備工事

3. 労務費の補正方法

- ①月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04
- ②通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

4. 予定価格への反映及び達成状況に対する対応

(1) 発注者指定方式（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）の場合

- 月単位又は通期の週休2日により労務費を補正し工事費を積算して予定価格へ反映。
- 達成状況に応じて通期から月単位の増額、未達成時はその状況に合わせて減額変更。

(2) 受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の実施を協議したうえで取り組む方式）の場合

- 労務費を補正せずに工事費を積算。契約後に受注者の意向確認し週休2日に取り組む。
- 当初意向（月単位や通期）に関わらず、達成状況に応じて増額変更を行います。

☎ 詳しくは実施要領をご確認ください。

神戸市ホームページの検索窓より検索できます。

週休2日 建築

